

府中市トライアスロン連合規約

第1章 総則

第1条 名称

本連合は「府中市トライアスロン連合」と称する。

英名：「Fuchu City Triathlon Union(FCTU)」

第2条 事務局

本連合の事務局を東京都府中市内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本連合は、トライアスロンを通じて、会員の体力と技術の向上、人材育成及び親睦を図ることを目的とする。

第4条 事業

本連合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) トライアスロンに関する大会の参加、練習会の開催。
- (2) トライアスロンに関する大会の協力、協賛、後援。
- (3) トライアスロンの普及のための組織の充実。
- (4) 同一目的を有する他団体との交流。
- (5) その他、本連合の目的達成に必要な事業。

なお、本連合が行う大会遠征、練習会等に参加する者は障害、賠償保険への加入を各自の責任により行うこととする。

第3章 組織および会員

第5条 組織

本連合は、第3条の目的に賛同するトライアスロン愛好者を統轄し、かつこれを代表する団体である。

第6条 会員

本連合は、府中市において在住、在勤、在学の者、あるいはトライアスロン練習拠点を置く者であって、第3条の目的に賛同するトライアスロン愛好者を「正会員」、目的に賛同し、その事業を賛助するために入会する愛好者を「賛助会員」とし、それらをもって本連合の「会員」として組織を構成する。ただし、理事会が認めた場合はこの限りではない。

第7条 会員登録

本連合への会員登録については、事務局に連絡して申請する。なお、会員登録は理事会の承認をもって完了する。また、登録は年度毎に行うものとする。

第8条 会員除名

- (1) 会員として相応しくない権利の主張や不当要求のあった場合。
- (2) 本連合の名誉を著しく傷つけた場合。

(3) 本連合から会員に対して一切の連絡ができなくなった場合.

(4) その他, 上記に準じる事由のある場合.

第9条 免責

本連合の活動における会員または第三者の負傷, その他事故, トラブルについて, 本連合は一切の責任を負わないものとする.

第4章 役員, 事務局

第10条 役員

本連合に次の役員を置く.

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局長 1名

第11条 選任

役員を選任は, 事務局長を除き, 理事会が選任し, 総会の承認を得るものとする.

- (1) 理事及び監事は, 本連合の会員の中から選出する.
- (2) 理事及び監事は, 相互に兼ねることはできない.
- (3) 事務局長は会長が指名する.

第12条 職務

- (1) 会長は, 本連合を代表し会務を統轄する.
- (2) 理事長は, 理事会を代表し会務を執行する.
- (3) 理事は, 理事会の構成員として会務を分担執行する.
- (4) 監事は, 本連合の会計監査を行う.
- (5) 事務局長は, 本連合の事務を担当するとともに, 総会, 理事会の運営を補佐する.

第13条 任期

役員任期は2年とする. ただし再任は妨げない. 役員に欠員が生じた時は, 理事会の議決で役員を補充し, 補充役員任期は前任者の任期期限までとする.

第14条 解任

役員が次に該当するときは, 理事会の議決を経て当該役員を会長の命により解任することができる.

- (1) 心身故障のため職務を遂行できないと認められるとき.
- (2) 職務上の義務違反, その他役員に相応しくない行為があったと認められたとき.

第15条 役職者

理事会は次の役職者を選任することが出来る. 役職者は, 本連合の重要事項について会長の諮問に応じ, かつ会議に出席し意見を述べる事が出来る.

- (1) 顧問, 参与

第16条 報酬

役員は無報酬とする。

第17条 事務局

会長の命により事務局を置く。

(1) 事務局の役割は次に定める。

本規約の改定案の作成、新規会員の招致活動、定例及び臨時理事会の開催の補佐、大会スケジュールに併せ適宜運営を補佐、各種イベントの立案、資産の管理・運営の補佐、会員への必要事項（試合等の行事案内）の連絡、その他会長の命により必要となる事項。

第5章 会議

第18条 構成

各会議は次の構成による。

(1) 総会は会員をもって構成する。

(2) 理事会は理事をもって構成する。

第19条 機能

各会議は次の機能を有する。

(1) 総会は本連合の運営に関する重要事項を議決する。

(2) 理事会は次の事項を議決する。

総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべきこと、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第20条 開催

各会議の開催は、次に定める。

(1) 定期総会は、毎年1回原則として4月に会長または理事長が招集し開催する。

(2) 臨時総会は、必要に応じて会長または理事長が招集し開催する。

(3) 理事会は、必要に応じて理事長が招集し開催する。

第21条 定足数

総会の定足数は、構成員の三分の一とする。ただし、委任による出席者も含むものとする。

第22条 議決

総会および理事会の議決数は、原則として出席者の過半数とし、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会計

第23条 事業計画および収支予算

本連合の事業計画および収支予算は、理事会の議決を経た後、総会の議決を得なければならない。

第24条 事業報告および収支決算

本連合の事業報告および収支決算は、理事会の議決を経た後、総会の議決を得なければならない。

第 25 条 会計年度

会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 26 条 資産管理

本連合の経費は、助成金、事業収入をもって支弁し、資産は会長が管理するものとする。

第 27 条 会費

本連合の年会費は、これを徴収しないものとする。

附則

第 28 条 規約の改定

本規約の制定改廃は、理事会の議決を経た後、総会の議決を経なければならない。

2023 年 4 月 23 日 制定（総会承認）